

日本遺産10周年に合わせPRを行いました



ることを目的に2月13日を「にほん(2) いさん(13) の日」と しました。

令和7年2月15・16日には京都市東本願寺前のお東さん広場 にて日本遺産の日関連イベント「日本遺産マルシェ」が開催され ました。全国に104ある日本遺産ストーリーのうち86の協議会 が一堂に集いそれぞれの日本遺産をPRしました。木曽地域文化 遺産活性化協議会では日本遺産「木曽路はすべて山の中 ~山を 守り 山に生きる~ | のストーリーである木工製品やすんき商品 の物販も行いPRしました。

お問い合わせ先 地域振興課 ☎ 0264-23-1050 (** 23-1050)

次

日本遺産の日関連イベント「日本遺産マルシェ」… 1

木曽広域連合議会だより······ 2~3

デジタル回覧板が始まりました! …… 4~5

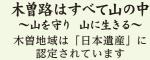
夜桜ジャズ・ナイト開催のお知らせ……… 6

野焼きは法律で禁止されています! ……… 6



日本遺産







木曽広域連合 議会だより

令和7年木曽広域連合議会第1回定例会 開催日:令和7年2月28日 金

条例の改正6件、補正予算2件、当初予算3件が原案どおり可決されました。

▼議案第 1 号 木曽広域連合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例について ……可決

▼議案第2号 木曽広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

▼議案第3号 木曽広域連合副管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について ……可決

▼議案第 4 号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について

▼議案第 5 号 木曽広域連合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について ……可決

▼議案第 6 号 木曽地域高度情報化施設の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例について ·····可決

▼議案第7号 令和6年度木曽広域連合一般会計補正予算(第4号)

▼議案第8号 令和6年度木曽広域連合介護保険特別会計補正予算(第4号)

▼議案第 9 号 令和 7 年度木曽広域連合一般会計予算

▼議案第10号 令和7年度木曽広域連合介護保険特別会計予算

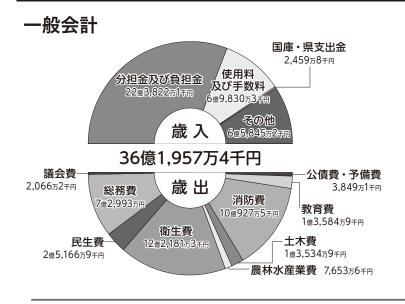
▼議案第11号 令和7年度木曽広域連合下水道事業会計予算

▼金員協議会 協議事項3件 ①木曽広域連合規約の変更について

②広域連携強化の取り組みと木曽地域の公共交通への対応について

③自治体DX・ICT利活用計画の令和6年度進捗状況について

令和7年度 当初予算の概要



介護保険特別会計 国庫・県支出金 15億8,049万円 町村負担金 66.993万6千 支払基金交付金 9億7,763万2平円 保険料 歳 入 6億6,374万4千円 その他 9,473万3千円 39億8.653万5千円 歳出 保険給付費 35億5,235万4千円 地域支援 総務費 他 事業費 1億8.687万6千円 2億4.730万5千円

……可決

……可決

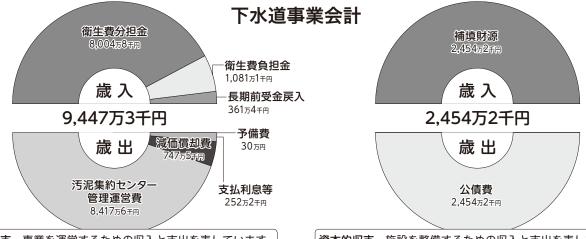
……可決

……可決

……可決

……可決

……可決



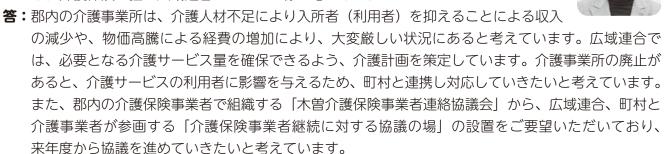
収益的収支…事業を運営するための収入と支出を表しています。

資本的収支…施設を整備するための収入と支出を表しています。

一般質問の概要

「介護事業所等の実態と今後について」 質問者: 上田 とめ子 議員 (木曽町)

間:繰り返される介護保険制度の改悪によって、公的介護の存続が重大な側面を迎えてい る。介護保険を担う広域連合としてどの様に考えるか。



- **間:**介護報酬の削減により、事業所は運営が厳しい状況に追い込まれている。事業所などの閉鎖によって 在宅介護が増えていくことになる。それに対応するためには、これまで以上に人手と財源が必要にな るが、これにどう対応していくか。
- 答:介護人材不足に対して、介護福祉士の資格取得を目指す研修会を平成29年度から広域連合として開 催してきました。今年度は財源が確保できず開催できませんでしたが、来年度は当初予算に計上して おり、研修会を開催する予定です。財源の課題はありますが、毎年継続して研修会を開催し、介護人 材の育成に努めていきたいと思います。

財源について、事業者の主な財源は介護報酬ですので、介護報酬の改定に対して、今後も国への要望 活動を実施していきます。また、介護報酬以外で事業所に対する補助金制度の創設をする場合には、 財源を各町村からの分担金で賄わなければならないため、町村と協議をしたいと考えています。

- **間:**木曽地域の高齢者の皆さんが地域で安心して暮らせるようにする事は、自治体の責任でもある。 国に対し、介護保険者として広域連合が人材確保と待遇改善、そして国庫負担を増やすことを強く申 し入れる必要がある。
- **答:**全国で広域的に介護保険を運営している24団体が組織する全国介護保険広域化推進協議会において、 毎年、厚生労働省に対し要望書を提出しています。今年度は介護人材確保や処遇改善、保険料負担の 増大を抑制するため、国庫負担割合の引き上げ等を要望しています。今後もこうした機会を捉え、国 に対し要望をしていきたいと考えています。

行政報告 (抜粋)

地域振興課

第4回木曽地域公共交通活性化協議会が1月27日 に開催され、木曽地域公共交通利便増進実施計画素 案及び公共交通再編事業における運賃素案が承認さ れました。パブリックコメントをふまえ、3月の計 画策定及び運賃決定の予定です。令和7年10月の運 行開始に向け、運行管理体制の構築を進めます。

木曽広域情報センター

ドローンインフラ整備事業(長野県地域発元気づ くり支援金活用)の一環として、1月28日に上松 町、南木曽町、大桑村の3か所で、離着陸座標・飛 行ルートを利用した、お披露目フライトを実施しま した。50名余りの参加をいただき、災害時の支援、 今後のドローン活用について説明と周知を行いまし た。

木曽文化公園

1月26日に「かるぱるコンサート」として、上松町出身のピ アニスト「宮下絵美」さんによるピアノコンサートを開催しまし た。ベートーヴェン「三大ソナタ」の解説も入れた演奏を多くの 方にお楽しみいただきました。

木曽広域消防本部

令和6年の火災出動は13件(前年比5減)となり、内訳は、 建物が5件、その他の火災が8件となりました。救急件数は、 1,739件(前年64件増)と昨年を超え、発足以来最多となりま

総務課

2月12日に消防職員採用2次募集・面接試験を実施しました。 1次募集と併せ、一般職3名、消防職4名の計7名の採用者を内 定しました。

デジタル回覧板が始まりました!

木曽郡内6町村と木曽広域連合ではデジタル回覧板を始めました。

これは、住民の皆さんがいつでも手軽に地域情報を収集できるよう、また各ご家庭に配布される紙配布物・回覧物が大量で、配布作業が困難になっている状況を改善するために行います。将来的には紙配布物の削減とともに配布物の仕分け作業を減らし、町村・住民負担の軽減に繋がることを目指しています。

1. こんなお困り事は無いですか?

- 回覧板をお隣に回してしまったが、もう一度内容が見たい。
- 回覧に時間が掛かり、回覧物を見たときにはイベントは終わっていた。
- 区長、組長等になったが、広報・回覧の配布物が多くて仕分けが大変。少しでも紙配布物を減らしてほしい。
- ★★ 地区の皆様の手間軽減、紙資源消費削減のため、積極的にご活用ください ★★

2. デジタル回覧板をご覧いただく3つの方法

① スマートフォン、パソコンで見る

ホームページ「木曽防災・くらしの掲示板」から見ることができます。 右QRコードを読込むか、「木曽防災・くらしの掲示板」と検索してください。



<スマートフォンの場合>



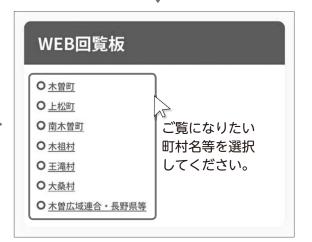












② Instagram(インスタグラム)で見る

Instagramで「kiso.kct」と検索してください。 毎月1日と15日に、全郡的な広報(県・広域連合など)を更新します。

O

@KISO.KCT

③ テレビで見る

テレビで見るためには次の3点が必要です。

○木曽広域ケーブルテレビに ○テレビをインターネットに ○テレビがハイブリットキャス 加入していること。 接続していること。 ト対応テレビであること。



【手順1】チャンネルをチャンネルきそ(12ch)にしてください。 【手順2】リモコンのデータボタン(dボタン)を押してください。 【手順3】リモコンの青ボタンを押してください。

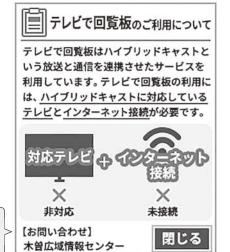


【手順1、2】

12chでdボタンを押します。 テレビにより、リモコンのdボタ ンの場所が違います。

【手順3】

「データ画面」に変わったら、青 ボタンを押し、少し待つと「テレ ビで回覧板」の画面になります。





。この画面が出たら見ることができません。 ・必要に応じて、情報センターへお問い合わせください。

ケーブルテレビの各種申請手続きの電子申請が拡大しました

各町村役場や木曽広域情報センターに行かなくても、 ケーブルテレビの加入・脱退の手続きや、契約内容の変 更手続きができるようになりました。

スマートフォンなどで右QRコードを読込む、または「木曽広域ケーブルテレビ」のホームページから、電子申請をご利用ください。







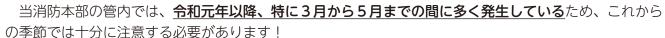
お問い合わせ・チケット購入 木曽文化公園 ☎ 0264-23-8011



野焼きは法律で禁止されています!

木曽広域消防本部の管轄内では、

毎年『たき火・野焼き』を原因とする火災が発生しています。



野焼きとは、適法な焼却施設以外で廃棄物を燃やすことをいい、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」 で一部例外 (宗教上の行事など) を除き原則禁止されており、違反すると罰則の対象となります。

一部例外による焼却行為を実施する場合は、事前に各町村役場またはお近くの消防署へ届出書を提出し てください。ただし、<mark>焼却行為を許可するものではなく、消防と各町村役場が火災ではないことを認知す</mark> るためのものです。

たき火等を行う場合は、次の点にご注意してください。



- ☑ 風の強い日や空気が乾燥している日は、たき火等を実施しない。
- ☑ たき火等を実施中は、火が消えるまで、その場を離れず監視する。
- ☑ たき火等を実施中は、火の近くに可燃物をみだりに置かない。
- ☑ 必ず消火準備を行い、終了したときは完全に消火し、十分に確認する。



お問い合わせ先 木曽広域消防本部 ☎ 0264-24-3119 又はお近くの消防署

■本誌に関するお問い合わせは木曽広域連合まで【木曽広域連合構成団体: 木曽町/上松町/南木曽町/木祖村/王滝村/大桑村】 〒399-6101 長野県木曽郡木曽町日義4898-37 TEL.0264-23-1050 FAX.0264-23-1052 ホームページ https://www.kisoji.com/ E-mail soumu@union.kiso.lg.jp